



第74回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時

場 所

大阪市西区北堀江四丁目1番7号
当社本社 5階 大会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)



郵送による議決権行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後5時15分まで

目 次

招集ご通知	1
添付書類	
事業報告	3
連結計算書類	24
計算書類	27
監査報告書	32
株主総会参考書類	38
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役7名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	

新型コロナウイルスの接触感染リスク軽減のため、
今回はお土産の配布を取り止めさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

英 和 株 式 会 社

証券コード 9857

(証券コード：9857)
2021 年 6 月 7 日

株 主 各 位

大阪市西区北堀江四丁目 1 番 7 号

英 和 株 式 会 社

代表取締役社長 阿 部 健 治

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本総会につきましては、書面（郵送）により事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市西区北堀江四丁目 1 番 7 号
当社本社 5 階 大会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 株主総会の目的事項

報告事項	1. 第74期〔2020年4月1日から 2021年3月31日まで〕事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
	2. 会計監査人及び監査役会の第74期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項	
第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	取締役7名選任の件
第3号議案	監査役1名選任の件

以 上

- 〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 〇事業報告、連結計算書類及び計算書類、株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（<https://www.eiwa-net.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。
- 〇本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」は、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.eiwa-net.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

〈株主様へのお願い〉

- 株主様におかれましては、ご来場される場合、アルコール消毒液の利用とマスクの持参・着用について、ご協力をお願い申し上げます。なお、マスクを着用しない株主様は入場をお断りする場合がございます。
- 入場に際しまして、会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と見受けられる方などは、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。
- 本年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が限られております。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

〈株主総会当日の当社の対応について〉

- 当社役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- 受付及び出入口等には、アルコール消毒液を設置いたします。

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、国内外の経済活動に大きな影響を受け、景気は大幅に悪化しました。政府による各種政策の効果や経済活動の段階的な再開を受け、一部に持ち直しの動きが見られたものの、感染者数が再び増加し、経済活動の回復に向けた動きが鈍く、依然として先行き不透明な状況が続いております。また、海外においても感染の拡大に収束の気配がなく、ワクチンの実用化が進められているものの、予断を許さない状況が続きました。

当社グループの主要販売業界であります石油化学、鉄鋼業界等におきましては、コロナ禍において需要が減少しましたが、自動車需要の回復や半導体需要の急増に伴い関連する企業の生産活動は回復基調が継続しました。設備投資におきましても、投資の先送りや規模を縮小する企業が見られたものの、製造現場のデジタルトランスフォーメーション(DX)やスマート保安の実現をテーマに、生産設備の自動化、保全業務の効率化、遠隔監視、また老朽化した生産設備の安全対策につながる投資に向け検討が進められました。また、増加する自然災害に備えた防災・減災、国土強靱化に関連する社会インフラ投資が継続的に実施されました。

このような状況下、当社グループにおきましては、2020年4月より新中期3ヵ年経営計画をスタートさせ、経営基本方針「現場力と組織力の相互強化による更なる飛躍への挑戦」のもと、産業構造の変化と顧客ニーズに対応した強固な経営基盤づくりを推し進めてまいりました。具体的には、全国展開した営業拠点網をこれまでの営業組織よりも小規模な拠点に括る「ブロック制」で再編し、地域特性や市場特性により即した戦略立案とその迅速な実行を目指しながら、既存顧客の深耕営業による競争力強化と、成長性の高い分野への新規顧客開拓を加速させ、コロナ禍における新たな営業手法とビジネスモデルの創造に積極的に取り組んできました。

その結果、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、在宅勤務や時差出勤の推進に加え、営業活動においても感染者数が多い地域を中心に対面営業の自粛を余儀なくされた他、生産工場の操業率低下や停止が発生した影響を受け鉄鋼業界、建設機械業界、自動車関連業界、船用関連業界向けの販売が減少しました。その一方で、官公庁をはじめとする社会インフラ市場において災害対策や更新需要に基づく投資需要を取り込み販売が大幅に増加したこと、また石油化学業界やプラント・エンジニアリング業界向けにコンビナートエリアでの定期修理に伴う更新需要が堅調に推移したこと等により、当連結会計年度の売上高は391億59百万円（前連結会計年度比3.9%増）となりました。また、高付加価値営業の強化や生産性向上を目的とした業務効率化に取り組んだ結果、収益性が向上し、売上総利益63億65百万円（同3.5%増）、営業利益17億42百万円（同1.9%増）、経常利益17億91百万円（同1.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益11億64百万円（同3.3%増）で増収増益となりました。

当連結会計年度の品目別売上高は次のとおりであります。

区 分	金 額 (百万円)	対前連結会計年度 増減率 (%)	構成比 (%)
工 業 用 計 測 制 御 機 器	16,750	△4.6	42.8
環 境 計 測 ・ 分 析 機 器	3,535	1.3	9.0
測 定 ・ 検 査 機 器	1,712	△23.9	4.4
産 業 機 械	17,161	19.4	43.8
合 計	39,159	3.9	100.0

(工業用計測制御機器)

石油化学やプラント・エンジニアリング業界向けで操業の安定性を目的に老朽化した生産設備の更新需要、IoTを活用した生産設備の可視化や自動化、また安全対策に関連する各種センサーや情報通信機器の販売が増加しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、投資の先送りや投資の規模を縮小する企業が多く見られ、鉄鋼業界、船用関連業界、電力業界向けの販売が減少しました。

(環境計測・分析機器)

鉄鋼業界においては設備の一時的な停止に伴い設備投資需要が減少し販売が減少したものの、石油化学やプラント・エンジニアリング業界向けで、老朽化した設備に付帯する機器の更新需要を取込んだ結果、水質計・大気分析計・ガス分析計の販売が増加しました。

(測定・検査機器)

石油化学業界向けで大型検査装置の販売が伸張しましたが、自動車関連業界向けでコロナ禍による生産設備の操業停止や、米中貿易摩擦の影響を受け、設備投資の先送りや縮小が継続し、精密測定・検査機器の販売が大幅に減少しました。

(産業機械)

建設機械業界向け油圧機器の販売が減少しましたが、官公庁向けをはじめとする社会インフラ市場において、防災・復旧に関連する産業車両や老朽化したインフラ設備の更新需要を取込み、販売は大幅に増加しました。また、石油化学業界向けで大口の自動充填装置の販売があった他、操業の安定性を目的に老朽化した生産設備の更新需要を取込みポンプやバルブの販売が増加しました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資等の主なものは次のとおりであります。

①当連結会計年度中の新設、拡充

- ・当社：基幹システムの更新により137,041千円の投資を行いました。
- ・子会社：特記すべき事項はありません。

②重要な固定資産の売却、撤去、滅失

- ・当社：該当事項はありません。
- ・子会社：該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 中長期的な経営戦略及び対処すべき課題

①中期3ヵ年経営戦略

2020年4月よりスタートした中期3ヵ年経営計画の2年目となる2021年度においても、経営基本方針「現場力と組織力の相互強化による更なる飛躍への挑戦」のもと、産業構造の変化と顧客ニーズに対応した強固な経営基盤作りを推し進め、計画の最終年度となる2023年3月期に連結売上高400億円、経常利益18億50百万円、株主資本利益率（ROE）10%を目指します。

具体的には、前事業年度に営業組織をこれまでよりも小規模な拠点分割に再編した「ブロック制」を採用し、地域特性や市場特性により即した戦略立案とその迅速な実行を目指しながら、重点市場戦略として掲げている既存顧客の深耕営業による競争力強化と、成長性の高い分野への新規顧客開発を更に加速させ、新たなビジネスモデルの創造に挑戦してまいります。主な戦略としては、少子高齢化による労働人口の減少や働き方改革といったお客様の経営課題を背景に、全国の営業拠点網や独立系商社としての強みを活かしたワンストップ提案営業を推進し、生産性の向上につながる各種センサーや省力化設備の拡販、循環型社会の形成を推進する環境配慮型製品の拡販、製品の安心・安全につながる測定・検査機器の拡販、機器導入後のメンテナンス業務への取組み、自然災害に対する防災・減災対策に関連する道路維持機械・特殊車両の拡販、電力・公共環境分野等の社会インフラに関する設備の老朽化対策や長寿命化につながる投資の取込み、高機能性材料や新エネルギーの普及に向けた先端技術開発分野への取組み、各企業の研究開発部門や品質保証部門への深耕等の諸施策を実行しながら、更なる業容の拡大を図ってまいります。

当社の経営基盤とは、優良な取引先、人材・組織、財務体質であり、これらの強化・安定成長が、収益の拡大、すなわち持続的な企業価値の向上につながります。厳しい企業間競争に打ち勝ち、事業環境の様々な変化に対応できる、販売力、提案力、情報収集能力、専門分野の知識等十分な力量を持った人材を育成するとともに、社員一人一人が当事者意識を強く持って行動する現場力の強化と、生産性追求による収益力の向上を図ってまいります。

当社グループは、上記の中長期的な経営戦略を踏まえ、子会社各社の事業基盤強化とグループ内シナジーの最大活用により、収益改善と事業拡大に努めてまいります。

②対処すべき課題

プラントや工場内で使用される工業用計測制御機器の国内市場では成熟化が進む中、収益力の強化に向け、企業基盤の強化や再編が行われており、顧客による購入ルートの見直しや同業他社との競争は更に厳しくなるものと考えております。また、少子高齢化といった社会構造の変化により労働力の減少、技術の継承も困難となることに加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による新しい生活様式の定着を背景に、当社グループの主要事業領域である国内市場におきましては、先行き不透明な状況が継続し、設備投資の先送りや規模の縮小が予想されます。そのような状況下、ものづくりが今後も発展を続け、安定的に付加価値を生み続けるには、注目されているデジタルトランスフォーメーション(DX)の実現をテーマに、IoT、ビッグデータ、ロボティクス、AI等のデジタル技術を活用した生産設備の自動化、老朽化した設備の効率化投資を行う企業は更に増加するものと見込まれます。

当社グループでは、成熟した国内市場においても持続的安定成長を図るため、既存顧客の深耕開発という「守り」による競争力強化と成長性の高い分野への新規顧客開発という「攻め」を明確にしながら企業価値の最大化を推し進めております。高付加価値営業の強化による収益力の向上を最重要課題として、IoT等のビッグデータを活用したインフラ設備や生産現場における設備の稼働監視、またものづくりの現場におけるロボットやAIを活用した自動化・生産効率化・安全性向上を目的とした提案営業の推進、「環境・安心・安全・品質」をキーワードとした環境配慮型商品及び保安・メンテナンス機器の拡販、道路維持機械・特殊車両の拡販、顧客密着営業による現場ニーズに対応した新商材の発掘と幅広い商品提案によるクロス・セリングの推進を、全国展開した営業拠点網を活用し積極的に取組んでまいります。更に、中・長期的観点から企業価値拡大を図るため、扱い商材の拡充、国内販売体制の強化、成長分野への取組み強化を目的とした企業買収、戦略的提携等も視野に入れ事業を展開してまいります。

管理面におきましては、当社グループの持続的安定成長を目指して、上場企業に求められているコーポレートガバナンス・コードに沿った内部統制環境の改善・強化と、企業価値向上を実現するために最重要課題となる人材育成に引き続き取組んでまいります。特に、少子高齢化の進行を背景に、今後人材の確保・育成が経営課題となってまいります。働きがい、やりがいを高めるため、「働き方改革」を推進するとともに、全従業員の生産性向上、満足度向上を目指すため、業務改革を推進してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

期 別 区 分	第 71 期 2018年 3 月期	第 72 期 2019年 3 月期	第 73 期 2020年 3 月期	第74期 (当連結会計年度) 2021年 3 月期
売 上 高 (百万円)	34,367	37,394	37,682	39,159
経 常 利 益 (百万円)	1,167	1,552	1,765	1,791
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	733	941	1,127	1,164
1 株当たり当期純利益 (円)	115.86	148.68	178.09	184.01
総 資 産 (百万円)	23,412	24,611	25,628	27,773
純 資 産 (百万円)	9,346	9,875	10,750	11,875
1 株当たり純資産額 (円)	1,476.79	1,560.29	1,698.62	1,876.43
株主資本利益率 (ROE) (%)	8.1	9.8	10.9	10.3

(注) 1 株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1 株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
双葉テック株式会社	99,650千円	100.0%	計測・制御機器、油・空圧機器の製造
東武機器株式会社	45,000千円	100.0%	計測・制御機器等の販売及び電気・計装工事の設計並びに施工
英和双合儀器商貿 (上海) 有限公司	300,000千円	100.0%	計測・制御機器等の販売及び輸出入

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社 3 社であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、下記商品群を中心とする工業用機械設備等の国内販売（一部製造販売）及び輸出入の業務を行っております。

区 分	商 品 群
工業用計測制御機器	工業用センサー、制御機器、受信機器、情報通信・変換機器、その他の工業用計測制御機器
環境計測・分析機器	水質・ガス・大気分析機器、気象観測機器、振動・騒音・臭気測定機器
測 定 ・ 検 査 機 器	形状検査・試験機器、非破壊検査・試験機器、材料検査・試験機器、その他の測定・検査機器
産 業 機 械	油・空圧装置、ポンプ・バルブ機器、計量装置、道路維持機械、廃棄物処理・再資源化設備、エネルギー関連設備、大気汚染・水質汚濁防止装置、その他の産業機械

(8) 主要な営業所及び工場
(当社)

名 称	所 在 地	店舗数	所 在 地	店舗数	所 在 地	店舗数
本 社	大阪府大阪市		—	—	—	—
東 京 本 社	東京都品川区		—	—	—	—
営 業 所	北海道	2	青森県	1	秋田県	1
	宮城県	1	栃木県	1	茨城県	3
	新潟県	2	群馬県	1	埼玉県	1
	千葉県	1	神奈川県	2	静岡県	1
	富山県	1	愛知県	1	三重県	1
	滋賀県	1	兵庫県	2	岡山県	1
	香川県	1	愛媛県	1	広島県	2
	山口県	1	福岡県	1	大分県	1
	熊本県	1				
出 張 所	和歌山県	1	長崎県	1		

(子会社)

双葉テック株式会社	大阪府堺市
東武機器株式会社本社	宮城県仙台市
英和双合儀器商貿 (上海) 有 限 公 司	中華人民共和國 上 海 市

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度比増減
347名	23名増

(注) 従業員数は、就業人員数（グループ外から当社グループへの出向者を除き、当社グループからグループ外への出向者を含む。）であり、臨時従業員数（年間の平均人員）88名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	300,000千円
日本生命保険相互会社	100,000千円
株式会社三井住友銀行	66,672千円
株式会社百十四銀行	65,000千円
株式会社七十七銀行	50,000千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 20,710,800株

(2) 発行済株式の総数 6,470,000株

(3) 株 主 数 4,114名

(4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
光 通 信 株 式 会 社	628,800株	9.93%
阿 部 健 治	248,680株	3.92%
東 京 計 器 株 式 会 社	246,840株	3.90%
長 野 計 器 株 式 会 社	206,600株	3.26%
阿 部 和 男	191,800株	3.03%
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	165,188株	2.61%
英 和 社 員 持 株 会	162,520株	2.56%
阿 部 英 男	160,766株	2.54%
阿 部 吉 典	124,100株	1.96%
伊 藤 信 子	85,600株	1.35%

(注) 当社は、自己株式141,191株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
阿 部 健 治	代表取締役社長	
阿 部 吉 典	取締役副社長（営業本部長）	
佃 雅 夫	取締役常務執行役員（管理本部長）	
河 野 督	取締役執行役員（営業副本部長）	
玉 置 崇 久	取締役執行役員（営業副本部長）	
加 藤 信 義	取締役執行役員（営業副本部長）	
大 熊 裕 明	取締役	
萩 原 典 生	常勤監査役	
仲 林 信 至	監査役	
藤 田 傑	監査役	藤田傑税理士事務所代表

(注) 1. 地位及び担当は、2021年3月31日現在で記載しております。

2. 大熊裕明氏は、社外取締役であります。なお、同氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生ずるおそれのない独立役員であります。

3. 仲林信至氏及び藤田傑氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生ずるおそれのない独立役員であります。

4. 社外監査役藤田傑氏は税理士資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

＜ご参考＞当社の執行役員制度により、取締役を兼務しない執行役員（５名）は以下のとおりであります。

氏 名	地 位 及 び 担 当
辻 康 男	執行役員（東武機器株式会社出向 代表取締役社長）
宮 谷 敏	執行役員（北海道・東北ブロック長）
難 波 孝 成	執行役員（大阪本社ブロック長）
渡 邊 慎 介	執行役員（国際営業ブロック長）
兼 田 成 人	執行役員（総務部長 兼 情報システム部長）

(注) 1. 地位及び担当は、2021年３月31日現在で記載しております。

2. 2021年４月１日付をもって、以下のとおり２名に変更しております。

氏 名	地 位 及 び 担 当
辻 康 男	執行役員（東武機器株式会社出向 代表取締役社長）
兼 田 成 人	執行役員（総務部長 兼 情報システム部長）

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役大熊裕明氏及び監査役萩原典生氏、仲林信至氏、藤田傑氏と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円または法令の定める最低限度額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととする。

② 基本報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③ 業績連動報酬の内容及び額の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、業績及び担当分野目標に連動する賞与と、業績及び株価に関する中期目標値に対する達成割合が一定基準を超えた場合にのみ加算する中期インセンティブで構成し、毎年、一定の時期に支給することとする。目標とする業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて社外取締役を委員長とする任意の報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

④ 基本報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の役位別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウエイトが高まる構成とし、任意の報酬諮問委員会において検討を行う。

取締役会は報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された役位別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬内容を決定することとする。

業績連動報酬のうち、賞与は役位別報酬額から役位別ウエイトに応じた基本報酬額を除いた額とし、上位の役位ほど目標達成に対する変動幅を大きくする。中期インセンティブは、中期目標を達成した場合のみ、役位別報酬額に一定の割合を乗じた額を支給する。

なお、業績連動報酬は、個人別の報酬全体の50%を超えない範囲で支給するものとする。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の報酬等の額については、報酬諮問委員会の答申を受け、取締役会で決議する。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	222,137 (5,100)	140,974 (5,100)	81,163 (―)	7 (1)
監査役 (うち社外監査役)	18,672 (7,152)	18,672 (7,152)	― (―)	3 (2)
計 (うち社外役員)	240,809 (12,252)	159,646 (12,252)	81,163 (―)	10 (3)

(注) 1. 使用人兼務取締役はありません。

- 業績連動報酬に係る指標は、連結経常利益、連結売上高、連結ROE、株価等であり、連結経常利益、連結売上高、連結ROEの実績は、「1 (5) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。株価については、当社株価の東証株価指数（T O P I X）に対する相対上昇率を加味して算定する仕組みとしております。当該指標を選択した理由は、企業の収益力や企業価値を評価する基準として一般的にも定着している適切な指標と考えているためであります。
- 取締役の報酬限度額は、2019年6月21日開催の第72回定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役10,000千円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は1名）です。
- 監査役の報酬限度額は、2006年6月23日開催の第59回定時株主総会において、年額24,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職内容	当該他の法人等との関係
監査役	藤 田 傑	藤田傑税理士事務所	代表	当社と藤田傑税理士事務所との間に重要な取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	大 熊 裕 明	当事業年度開催の取締役会19回（臨時のものを含む）全てに出席し、主に経験豊富な経営者の見地から、議案・審議等につき 必要な発言を適宜行っております。また、報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的立場から当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
監査役	仲 林 信 至	当事業年度開催の取締役会19回（臨時のものを含む）全てに出席、また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、主に会社代表者としての経験豊富な見地から、必要に応じて公正な意見の表明を行いました。報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的立場から当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役	藤 田 傑	当事業年度開催の取締役会19回（臨時のものを含む）のうち14回に出席、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち11回に出席し、主に税理士として税務もしくは財務的な見地から、必要に応じて公正な意見の表明を行いました。報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的立場から当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の業務にかかる報酬等の額（注）

30,000千円

②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務にかかる報酬等の額

500千円

③当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

30,500千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の報酬等について、前事業年度の監査計画に対する実績の分析及び監査内容に基づき審議を行った結果、当事業年度の監査計画の監査時間、配員計画による報酬額として妥当と判断し、同意しております。

3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外である、「収益認識に関する会計基準」への対応に関する助言・指導についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任監査法人トーマツは会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円または法令の定める最低限度額のいずれか高い額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1)業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i 取締役及び使用人が法令及び定款の遵守を徹底する体制を構築するために、コンプライアンス管理規程を作成するとともに、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築しております。
 - ii 万一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス担当取締役を通じトップマネジメント、取締役会、監査役会に報告される体制を構築しております。
 - iii 担当取締役は、コンプライアンス管理規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつコンプライアンス管理規程に基づく検証の実施状況を管理・監督し、使用人に対して適切な研修体制を構築し、それを通じて使用人に対し、内部通報制度の周知徹底を図っております。
 - iv 役職員行動規範に、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断することを定め、当該勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関（警察、弁護士等）と連携して組織的に取り組み、毅然とした対応をとることとしております。
- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
 - i 取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、職務執行情報という。）の取扱については、当社社内規程「文書管理規程」及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行うこととしております。
 - ii 職務執行情報をデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築しております。
 - iii 前2項に係る事務は、リスクマネジメント担当取締役が所管し、i 項の検証・見直しの経過、ii 項のデータベースの運用・管理について、定期的に取り締役に報告しております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- i 当社は、代表取締役社長に直属する部署として監査部を設置し、社長がその事務を管掌しております。
 - ii 監査部は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行うこととしております。
 - iii 監査部の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について、直ちに取締役を委員長とする社内規程「リスクマネジメント管理規程」に基づくリスクマネジメント委員会及び担当部署に通報される体制を構築しております。
 - iv 監査部の活動を円滑にするため、リスクマネジメント管理規程、コンプライアンス管理規程、関連する個別規程（与信管理規程、経理規程等）、各種要領、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また、監査部の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに監査部に報告するよう指導しております。
 - v リスクマネジメント委員会は、リスクマネジメント管理規程の整備、運用状況の確認を行うとともに、使用人に対する研修等を企画実行しております。
- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に策定される中期３ヵ年経営計画及び年度計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとしております。また、経営目標が当初の計画どおりに進捗しているかについては、経営戦略会議または総合部会の業績報告を通じて定期的に検査を行っております。
 - ii 業務執行のマネジメントについては、当社は任意の執行役員制度を採用しており、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議することを遵守させ、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全取締役及び全監査役に配布される体制をとるものとしております。
 - iii 日常の取締役の職務執行が適正・効率的に行われるように、その業務執行の決定・プロセスの効率性については取締役会で十分な検証を行った後、職務権限規程、業務分掌規程等により権限の委譲が行われている事項について執行を指示し、各レベルの責任者が意思決定ルールにより業務を遂行することとしております。

- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i 子会社の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、経営の重要な事項に関しては、関係会社管理規程に基づき、当社の事前承認または当社への報告を求めるとともに、当社の事業管理関連部門等が子会社から事業計画等の報告を定期的に受け、業務の適正性を確保しております。
 - ii 当社は、リスクマネジメント管理規程に基づき、各子会社を当社の1部署と考え、四半期ごとに、直接リスクマネジメント委員会の担当者が子会社のリスク情報の有無を監査することで、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理しております。
 - iii リスクマネジメント委員会は、子会社に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告される体制を構築しております。
 - iv 当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、リスクマネジメント委員会は、親会社の監査部及び子会社の監査役またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行うこととしております。
 - v 当社は、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させることとしております。
 - vi 適用範囲に子会社を含めた行動規範及び子会社各社においてコンプライアンス管理規程を作成し、当社グループ全ての役職員に周知徹底することで、グループ全体の業務の適正化を図っております。
 - vii 当社及び子会社各社においてコンプライアンス相談窓口を設置し、当社グループ役職員からのコンプライアンス違反行為等に関する相談または通報を適正に処理することができる体制を構築しております。
 - viii 各子会社の規模や業態等に応じて、適正な数の監査役あるいはコンプライアンス推進担当者を配置するとともに、当社及び子会社の役職員に対し、法令遵守等に関する研修または情報提供を行い、コンプライアンス意識の醸成を図っております。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i 監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人（以下「監査役スタッフ」といいます。）を配置するものとし、配置にあたっては具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討いたします。
 - ii 監査役スタッフの任命・異動については、監査役会の同意を必要といたします。
 - iii 監査役スタッフの人事評価については監査役の同意を必要といたします。
 - iv 監査役は、必要に応じ、監査役スタッフへ調査及び情報収集に関する権限を付与することができるものとしております。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- i 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととしております。
 - ii 前項の報告・情報提供として主なものは、次のとおりであります。
 - ・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ・当社の子会社の監査役及び内部監査部門の活動状況
 - ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - ・内部通報制度の運用及び通報の内容
 - ・社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け
 - iii 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、ただちにコンプライアンス相談窓口を通じ、直接または間接的に当社の監査役に対して報告を行うこととしております。
 - iv 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

- ⑧ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - i 当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、よって当社の監査体制の実効性を高めるため、代表取締役社長を責任者として、管理本部長、財務を担当する取締役等及び監査部長を委員とする監査体制検討委員会を設置し、オブザーバーとして各監査役が参加することとしております。
 - ii 同委員会の委員は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならないこととなっております。
 - iii 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上、監査役の職務の執行に必要なないと証明された場合を除き、速やかに前払い費用等を支払うこととしております。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本的計画及び方針」を策定し、これに基づき業務を運用しております。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の監査部がモニタリングし、改善を進めております。
- ② コンプライアンス

当社は、当社及びグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、勉強会やeラーニングによる教育を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。
- ③ リスク管理体制

リスクマネジメント委員会において、各部門及びグループ各社から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、リスクマネジメント/コンプライアンス委員会において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。
- ④ 内部監査

監査部が作成した内部監査計画に基づき、上記①～③を中心に当社及びグループ各社の内部監査を実施いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

【 資 産 の 部 】		【 負 債 の 部 】	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	24,459,198	流 動 負 債	15,237,359
現 金 及 び 預 金	6,452,647	支払手形及び買掛金	7,494,512
受取手形及び売掛金	14,982,104	電 子 記 録 債 務	5,635,911
電 子 記 録 債 権	2,098,714	短 期 借 入 金	50,000
有 価 証 券	120,172	1年内返済予定の長期借入金	431,672
商 品 及 び 製 品	577,363	未 払 法 人 税 等	386,147
仕 掛 品	27,700	未 払 消 費 税 等	184,043
原 材 料	31,092	賞 与 引 当 金	508,162
そ の 他	180,967	役 員 賞 与 引 当 金	84,163
貸 倒 引 当 金	△11,564	リ ー ス 債 務	5,514
		そ の 他	457,232
固 定 資 産	3,314,375	固 定 負 債	660,671
有 形 固 定 資 産	1,308,607	長 期 借 入 金	100,000
建 物 及 び 構 築 物	360,018	役員退職慰労引当金	26,380
土 地	899,349	退職給付に係る負債	395,253
リ ー ス 資 産	14,552	リ ー ス 債 務	9,952
そ の 他	34,687	そ の 他	129,085
無 形 固 定 資 産	165,670	負 債 合 計	15,898,031
投資その他の資産	1,840,097	【 純 資 産 の 部 】	
投 資 有 価 証 券	609,146	株 主 資 本	11,688,709
保 険 積 立 金	598,239	資 本 金	1,533,400
繰 延 税 金 資 産	359,633	資 本 剰 余 金	1,567,550
そ の 他	352,864	利 益 剰 余 金	8,638,886
貸 倒 引 当 金	△79,785	自 己 株 式	△51,127
		その他の包括利益累計額	186,833
		その他有価証券評価差額金	143,368
		為 替 換 算 調 整 勘 定	3,917
		退職給付に係る調整累計額	39,546
		純 資 産 合 計	11,875,542
資 産 合 計	27,773,574	負債・純資産合計	27,773,574

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	39,159,455
売上原価	32,793,701
売上総利益	6,365,753
販売費及び一般管理費	4,623,393
営業利益	1,742,359
営業外収益	
受取利息及び配当金	12,468
仕入割引	15,133
その他の	34,452
営業外費用	
支払利息	2,618
売却割引	2,580
その他の	7,882
経常利益	1,791,332
税金等調整前当期純利益	1,791,332
法人税、住民税及び事業税	652,772
法人税等調整額	△26,036
当期純利益	1,164,595
親会社株主に帰属する当期純利益	1,164,595

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,533,400	1,567,550	7,676,814	△51,074	10,726,690
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△202,523		△202,523
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,164,595		1,164,595
自己株式の取得				△52	△52
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	962,071	△52	962,019
当 期 末 残 高	1,533,400	1,567,550	8,638,886	△51,127	11,688,709

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	76,973	1,762	△55,062	23,673	10,750,363
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△202,523
親会社株主に帰属 する当期純利益					1,164,595
自己株式の取得					△52
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	66,395	2,155	94,608	163,159	163,159
当 期 変 動 額 合 計	66,395	2,155	94,608	163,159	1,125,178
当 期 末 残 高	143,368	3,917	39,546	186,833	11,875,542

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

【 資 産 の 部 】		【 負 債 の 部 】	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	22,830,708	流 動 負 債	14,641,714
現金及び預金	5,607,561	支払手形	1,527,663
受取手形	1,376,658	電子記録債務	5,656,481
電子記録債権	1,932,174	買掛金	5,537,608
売掛金	13,138,694	1年内返済予定の長期借入金	431,672
有価証券	120,172	未払金	133,552
商品	548,906	未払費用	97,506
前渡金	44,543	未払法人税等	375,639
前払費用	68,043	未払消費税等	167,100
その他の金	5,519	前受金	101,184
貸倒引当金	△11,563	預り金	37,022
		賞与引当金	478,000
固定資産	4,176,071	役員賞与引当金	81,163
有 形 固 定 資 産	1,158,808	リース債務	3,264
建物	336,170	その他の負債	13,855
構築物	4,243	固 定 負 債	669,321
機械及び装置	115	長期借入金	100,000
工具器具及び備品	24,994	退職給付引当金	441,138
土地	790,020	長期未払金	125,503
リース資産	3,264	その他の負債	2,680
		負 債 合 計	15,311,035
無 形 固 定 資 産	159,601	【 純 資 産 の 部 】	
ソフトウェア	9,234	株 主 資 本	11,574,110
ソフトウェア仮勘定	137,041	資 本 金	1,533,400
その他の無形固定資産	13,326	資 本 剰 余 金	1,567,550
		資 本 準 備 金	1,565,390
投資その他の資産	2,857,661	その他資本剰余金	2,160
投資有価証券	540,400	利 益 剰 余 金	8,524,287
関係会社株式	906,448	利 益 準 備 金	114,525
関係会社出資金	153,363	その他利益剰余金	8,409,762
関係会社長期貸付金	70,000	買換資産圧縮積立金	29,496
破産更生債権等	32,686	配当平均積立金	350,000
差入保証金	291,363	別途積立金	5,230,000
保険積立金	565,142	繰越利益剰余金	2,800,266
繰延税金資産	376,950	自 己 株 式	△51,127
その他の投資その他の資産	1,093	評価・換算差額等	121,634
貸倒引当金	△79,785	その他有価証券評価差額金	121,634
		純 資 産 合 計	11,695,744
資 産 合 計	27,006,779	負債・純資産合計	27,006,779

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	37,056,916
売上原価	31,090,948
売上総利益	5,965,968
販売費及び一般管理費	4,311,092
営業利益	1,654,875
営業外収益	
受取利息及び配当金	49,214
仕入割引	12,324
その他の	33,549
営業外費用	
支払利息	2,414
売上割引	2,580
その他の	7,684
経常利益	1,737,285
税引前当期純利益	1,737,285
法人税、住民税及び事業税	610,265
法人税等調整額	△33,947
当期純利益	1,160,966

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	1,533,400	1,565,390	2,160	1,567,550
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
買換資産圧縮積立金の取崩				
配当平均積立金の積立				
別途積立金の積立				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	1,533,400	1,565,390	2,160	1,567,550

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金					
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計
		買 換 資 産 圧縮積立金	配当平均 積 立 金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	114,525	30,886	320,000	4,930,000	2,170,432	7,565,843
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△202,523	△202,523
買換資産圧縮積立金の取崩		△1,390			1,390	—
配当平均積立金の積立			30,000		△30,000	—
別途積立金の積立				300,000	△300,000	—
当 期 純 利 益					1,160,966	1,160,966
自己株式の取得						—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						—
当 期 変 動 額 合 計	—	△1,390	30,000	300,000	629,833	958,443
当 期 末 残 高	114,525	29,496	350,000	5,230,000	2,800,266	8,524,287

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△51,074	10,615,719	70,744	70,744	10,686,464
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△202,523			△202,523
買換資産圧縮積立金の取崩		—			—
配当平均積立金の積立		—			—
別途積立金の積立		—			—
当 期 純 利 益		1,160,966			1,160,966
自己株式の取得	△52	△52			△52
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		—	50,889	50,889	50,889
当 期 変 動 額 合 計	△52	958,390	50,889	50,889	1,009,280
当 期 末 残 高	△51,127	11,574,110	121,634	121,634	11,695,744

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

英 和 株式会社
取 締 役 会 御 中有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千 崎 育 利 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 淵 貴 史 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、英和株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、英和株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

英 和 株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千 崎 育 利	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩 淵 貴 史	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、英和株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会、経営戦略会議、リスクマネジメント/コンプライアンス委員会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適時報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

英 和 株式会社 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 萩 原 典 生[㊞]

社 外 監 査 役 仲 林 信 至[㊞]

社 外 監 査 役 藤 田 傑[㊞]

以 上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、事業展開を総合的に勘案したうえで、業績向上に伴う利益配当の増額や記念配当を実施し、株主の皆様への利益還元の向上に努めることを基本方針としています。

上記基本方針に、当事業年度の業績と今後の事業展開等を勘案し、期末配当及びその他の剰余金の処分を以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たりの配当金を、34円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、215,179,506円となります。

これにより、当期の配当金につきましては、中間配当金1株につき5円と合わせまして、1株当たりの年間配当金は39円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月28日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 300,000,000円

配当平均積立金 30,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 330,000,000円

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	あ べ けん じ 阿 部 健 治 (1945年9月16日生)	1969年 4 月 当社入社 1983年12月 当社取締役就任 1986年 6 月 当社常務取締役就任 1989年 6 月 当社専務取締役管理本部長就任 1992年10月 当社専務取締役（社長補佐）就任 1993年 6 月 当社代表取締役社長就任 2003年 4 月 当社代表取締役社長兼CEO就任 2006年 4 月 当社代表取締役社長就任（現任）	248,680株
		〔取締役候補者とした理由〕 当社社長として長年経営全般に携わっております。その豊富な経験や知見を取締役として活かすことにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると考え、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	
2	あ べ よし のり 阿 部 吉 典 (1974年2月25日生)	1996年 4 月 当社入社 2009年 4 月 当社経営企画部長就任 2011年 4 月 当社執行役員経営企画部長就任 2011年 6 月 当社取締役執行役員経営企画部長就任 2011年10月 当社取締役執行役員営業推進部長就任 2012年 4 月 当社取締役執行役員営業推進第1 部長就任 2013年 4 月 当社取締役執行役員営業副本部長就任 2016年 6 月 当社取締役副社長就任 2017年 4 月 当社取締役副社長兼営業本部長就任（現任）	124,181株
		〔取締役候補者とした理由〕 入社以来、営業部門、経営企画部門に携わる他、当社及びグループ会社で会社経営の経験も有しております。その幅広い職務経験や知見を取締役として活かすことにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると考え、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	つくだ まさ お 佃 雅 夫 (1955年8月12日生)	1980年 4 月 三井物産株式会社入社 2009年 4 月 同社退社 2009年 5 月 当社入社 執行役員営業本部長補佐兼営業推進部長就任 2010年 4 月 当社常務執行役員営業副本部長就任 2011年 4 月 当社常務執行役員営業本部長就任 2011年 6 月 当社取締役常務執行役員営業本部長就任 2017年 4 月 当社取締役常務執行役員管理本部長就任 (現任)	53,559株
		〔取締役候補者とした理由〕 社外大手商社において企業経営並びに海外取引に関する豊富な経験を有し、当社入社後は営業部門及び管理部門の責任者を務めております。その幅広い職務経験や知見を取締役として活かすことにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると考え、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	
4	かわ の ただし 河 野 督 (1960年1月19日生)	1995年 4 月 三井物産機械販売株式会社入社 2003年10月 同社退社 2003年11月 当社入社 2014年10月 当社西日本営業部長就任 2017年 4 月 当社執行役員西日本営業部長就任 2018年 4 月 当社執行役員産業機械営業部長就任 2019年 6 月 当社取締役執行役員産業機械営業部長就任 2020年 4 月 当社取締役執行役員営業副本部長就任 (現任)	2,352株
		〔取締役候補者とした理由〕 当社入社以来、長年営業部門に携わり、近年は西日本営業部や産業機械営業部の責任者を務めておりました。その豊富な職務経験や知見を取締役として活かすことにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると考え、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	たま き たか ひさ 玉 置 崇 久 (1964年12月30日生)	1988年 4 月 当社入社 2014年10月 当社中部営業部長就任 2017年 4 月 当社執行役員中部営業部長就任 2019年 6 月 当社取締役執行役員中部営業部長就任 2020年 4 月 当社取締役執行役員営業副本部長就任（現任）	7,092株
		〔取締役候補者とした理由〕 入社以来、長年営業部門に携わり、近年は中部営業部の責任者を務めておりました。その豊富な職務経験や知見を取締役として活かすことにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると考え、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	
6	か とう のぶ よし 加 藤 信 義 (1972年11月20日生)	1995年 4 月 当社入社 2014年10月 当社東京本社営業部長就任 2017年 4 月 当社執行役員東京本社営業部長就任 2019年 6 月 当社取締役執行役員東京本社営業部長就任 2020年 4 月 当社取締役執行役員営業副本部長就任（現任）	1,339株
		〔取締役候補者とした理由〕 入社以来、長年営業部門に携わり、近年は東京本社営業部の責任者を務めておりました。その豊富な職務経験や知見を取締役として活かすことにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると考え、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	おお くま ひろ あき 大 熊 裕 明 (1956年4月6日生)	1981年 4 月 三井物産株式会社入社 1998年12月 Mitsui Industrial Machinery GmbH 社 長 就任 2006年11月 旭テック株式会社取締役兼執行役就任 2010年 7 月 三井物産オートモーティブ株式会社取締役就 任 2013年 4 月 同社代表取締役社長就任 2016年 2 月 株式会社せとうちホールディングス アビエーションカンパニープレジデント就任 2016年 6 月 三井物産株式会社退社 2017年 1 月 株式会社せとうちホールディングス（現 ツ ネイシホールディングス株式会社）執行役員 アビエーションカンパニープレジデント就任 米 国 QUEST AIRCRAFT COMPANY LLC （現 米 国 QUEST AIRCRAFT COMPANY INC）取締役就任 2017年 6 月 当社社外取締役就任（現任）	12,450株
〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〕 国外を含め複数の会社経営に携わってきた経験を通じて得た豊富な知見を活 かして、経営陣から独立した客観的な立場から、当社の経営戦略策定等の場 面における積極的な助言や、客観性・合理性ある経営陣の業績評価に基づい た経営陣の報酬の決定推進という役割を果たしていただいております、引き続き この役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願い するものであります。			

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大熊裕明氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 当社と大熊裕明氏の間では、会社法第423条第1項及び当社定款に基づく賠償責任を限定する契約（金100万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を賠償責任限度額とする）を締結しており、本議案が原案どおり承認可決された場合、本契約を継続する予定であります。
4. 大熊裕明氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中中に同様の内容で更新することを予定しております。
6. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2021年3月31日）現在の株式数を記載しております。また、英和役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役藤田傑氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
かくもと たけし 角 本 武 (1956年1月7日生)	1974年 4 月 熊本国税局入局 2014年 7 月 彦根税務署署長 2015年 7 月 旭税務署署長 2016年 7 月 退官 2016年 8 月 税理士登録 角本武税理士事務所代表就任（現任）	一株
	[社外監査役候補者とした理由] 国税局において国税調査官や税務署長を歴任した後、同氏が設立した税理士事務所の代表を務めております。過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、その豊富な経験・知見と専門知識を、取締役の意思決定及び業務執行状況の監査に活かし、当社の経営判断の合理性、健全性の確保への貢献が期待できるため、社外監査役候補者としての選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 角本武氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
3. 角本武氏の選任が原案どおり承認可決された場合、当社と同氏の間で、会社法第423条第1項及び当社定款に基づく賠償責任を限定する契約（金100万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を賠償責任限度額とする）を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中中に同様の内容で更新することを予定しております。

以 上

【MEMO】

[illegible]

【MEMO】

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市西区北堀江四丁目1番7号

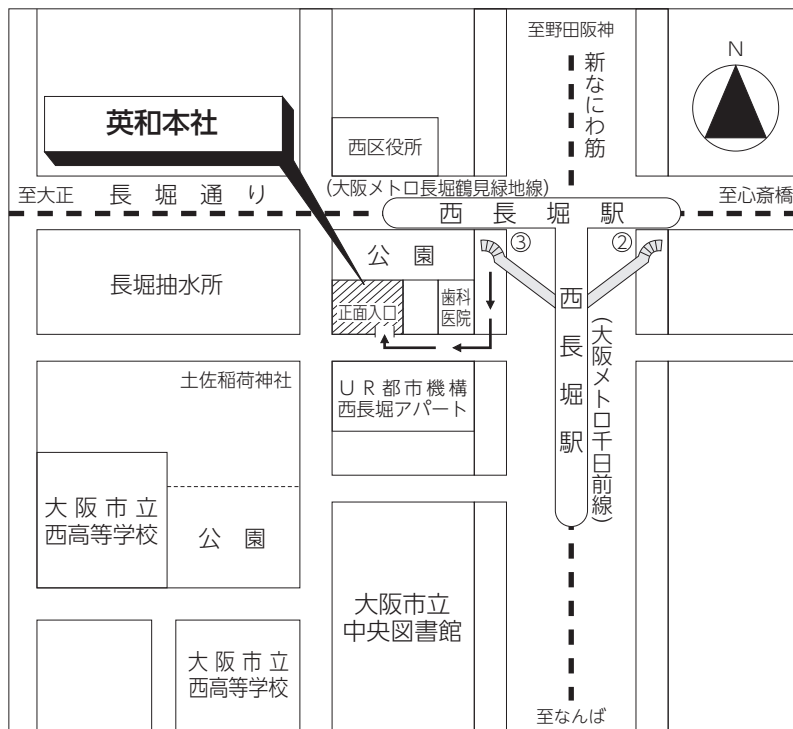
当社本社 5階 大会議室

TEL 06 (6539) 4801 (代)

交 通 ◎大阪メトロ 千 日 前 線 西長堀駅

◎大阪メトロ長堀鶴見緑地線 西長堀駅

③ 番 出 □ す ◁



(駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。)

新型コロナウイルスの接触感染リスク軽減のため、
今回はお土産の配布を取り止めさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願いいたします。